平成２５年（フ）第２４号
岩手県二戸市福岡字橋場25番地
債務者　十文字久美子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前11時30分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第８８９７号
東京都あきる野市秋川６丁目18―10　グランドール岡野Ｂ棟203号
債務者　阿南　光夫
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８９８号
神奈川県川崎市宮前区馬絹1932―４―102
債務者　小瀬美枝子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９０２号
東京都板橋区志村１丁目25―16―102
債務者　菊池美智子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９０７号
東京都練馬区小竹町２丁目58―８―101
債務者　高橋　憲一
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９０８号
東京都練馬区小竹町２丁目58―８―101
債務者　柳田　祐子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９１１号
千葉県柏市松ケ崎304―９―101
債務者　柴　加奈子（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９１２号
神奈川県座間市入谷５丁目2035―10
債務者　木村佳代子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９１９号
東京都台東区根岸５丁目16―５―905
債務者　小長井俊之
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９２０号
千葉県東金市求名２―９
債務者　本澤　博和
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９２１号
東京都西東京市富士町１丁目７―76―501
債務者　濱田　裕子（旧姓瀧）
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９３０号
千葉県市川市原木１丁目３―１―808
債務者　渡部　雅美
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９３１号
千葉県富里市七栄305―29
債務者　内藤　　淳
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９３８号
東京都東久留米市浅間町３丁目22―12―101
債務者　安藤　聖哉
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９４０号
東京都板橋区稲荷台９―13―202
債務者　山縣　恵子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９４９号
東京都台東区池之端１丁目４―29―701
債務者　小島　早苗
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９５２号
神奈川県大和市南林間５丁目２―18
債務者　柳田　瑞穂
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部